

第50回 衆議院議員総選挙 第26回 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 / **10月27日(日)** 午前7時～午後8時

衆議院議員の解散に伴い、第50回衆議院議員総選挙が執行されます。また、この選挙の執行に併せて第26回最高裁判所裁判官国民審査も行われます。

投票のできる人

次の2つの要件を満たして、犬山市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

- ①投票日現在満18歳以上の人（平成18年10月28日以前に生まれた人）
 - ②犬山市で令和6年7月14日までに住民票が作成され、引き続き3か月以上住んでいる人
- ※前住所地の選挙人名簿に登録されている人で7月15日以降に犬山市へ転入届を出した人は原則として前住所地で投票できます。詳しくは4ページをご覧ください。

●転居した人

市内で住所を変更し、10月7日までに転居届を出した人は新住所地の投票所へ、10月8日以降に転居届を出した人は前住所地の投票所へお出かけください。

投票

投票時間は、午前7時から午後8時までです。

投票の順序は、小選挙区選挙、比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の順に投票を行います。

小選挙区選挙は候補者名を、比例代表選挙は政党等の名称を、最高裁判所裁判官国民審査は投票用紙に印刷された裁判官の中でやめさせたいと思う裁判官の氏名の上

の欄に×印を記載してください。

あなたの投票区と投票所は、投票所入場券に記載してあります。また、6ページ以降に投票所案内図を掲載していますので、ご確認のうえ、お出かけください。

●投票所入場券

投票所入場券は、1人1通のはがきにより10月中旬に郵送でお届けします。

期日前投票（P2参照）をする際には、投票所入場券裏面に印刷してある期日前投票宣誓書に必要事項をご記入（自署）してお持ちください。投票がスムーズに行えます。また、投票所入場券がお手元になくても期日前投票所に備え付けの宣誓書にご記入いただくことで投票できますので、ぜひご利用ください。

投票日当日に投票する場合は、裏面の記入は必要ありません。投票所入場券が届かない場合や紛失した場合は、投票所の受付へお申し出ください。

選挙公報

候補者の経歴や政見等を掲載した選挙公報を、10月25日（金）までに新聞折込又はポストへの投函により配布します。届かない場合は選挙管理委員会へご連絡ください。

開票

10月27日（日）午後9時20分からエナジーサポートアリーナ（犬山市体育館）で行います。

みんなで投票 きれいな選挙

■期日前投票

期間 **10月16日(水)～10月26日(土)**

場所 / 犬山市役所本庁舎2階会議室・犬山市南部公民館1階展示室。詳しくは2ページをご覧ください。

■選挙に関する問合せ先 犬山市ゆめ選挙創造委員会 ☎0568-44-0300(直通)(選挙期間中、午後8時まで)
(犬山市選挙管理委員会)

2か所
あります

期日前投票所をご利用ください

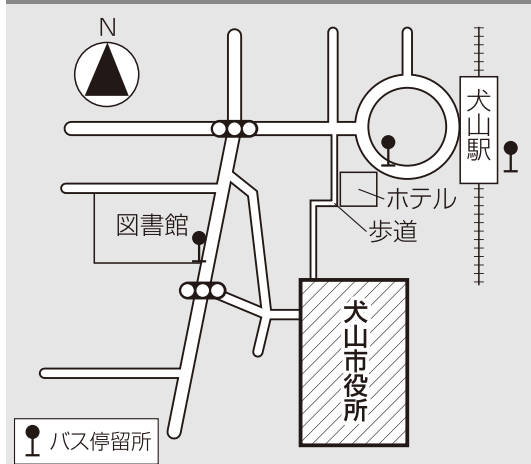
投票日に仕事や冠婚葬祭などの用務がある人、レジャーや買い物などで投票区域外に出かける予定があるため期日前投票を希望する人などは、期日前投票ができます。期日前投票を行う際には、なるべく投票所入場券をお持ちください。なお、印鑑は必要ありません。

期日前投票所は、以下の2か所です。開設する期間は同じですが、**投票できる時間が異なりますので注意してください**。有権者はどちらでも投票することができますので、ご都合のよい投票所へお出かけください。
※選挙期日（10月27日(日)）までに18歳になる人で、期日前投票をしようとする日において17歳の人は、**犬山市役所**でのみ投票できます（不在者投票）。

期日前投票期間 10月16日(水)～10月26日(土)

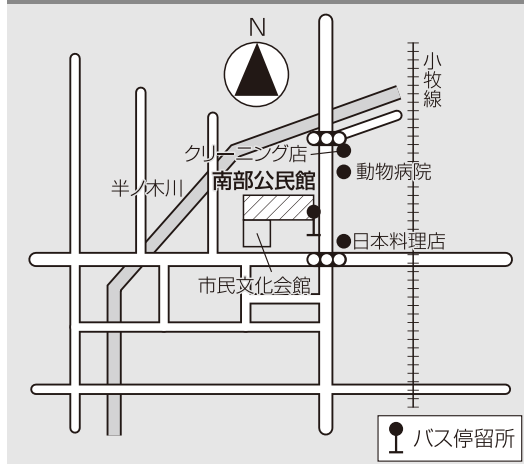
犬山市役所 本庁舎2階会議室

午前8時30分～午後8時



犬山市南部公民館 1階展示室

午前10時～午後6時



期日前投票所の開設時間を一部延長します!!

仕事帰りに投票していただけるよう、各期日前投票所の開設時間を一部延長します。
ぜひ、ご利用ください。

延長日：10月24日(木)・25日(金)の2日間

延長時間：市役所：午後8時～午後9時の1時間

南部公民館：午後6時～午後9時の3時間

○選挙手帳 ～未来のわたし～

選挙期間中、投票所でお渡ししています。また、既にお持ちの方は投票の際、是非ご持参ください。選挙手帳には、選挙で投票するごとに押印できるスタンプ欄を100回分設けています。

また、スタンプ帳の隣には、投票したときの選挙に対する「想い」を記入し足跡として残すことができます。自分がどのような想いで投票をしたのか、あとで振り返ってみることも楽しみ方の1つかもしれません。



◎わん丸君バス(コミュニティバス)を利用すると 期日前投票所へ投票に行った際の運賃が 無料になります!

わん丸君バス(コミュニティバス)の運行は平常運行表
どおりです。

※土曜日、日曜日の運行はありません。

運行表は市HPをご覧ください。



利用できる人	期日前投票所で投票をする人 ※付き添いの人も利用できます。
利用方法	①バスに乗車した際、運転手に「選挙の投票に行く」ことをお伝えください。 投票所入場券などの書類の提示は必要ありません。 ※申出がない場合は、通常の運賃が必要となります。 ②運転手から選挙用の乗車券をお受け取りください。 ③受け取った乗車券で、自宅等の最寄りのバス停留所から期日前投票所近くのバス停留 所までの往復でご利用いただけます。 ※路線によりバス停留所が異なります。

■第5投票区 犬山南小学校の工事について

犬山南小学校では現在、校舎の改修工事を実施していま
す。この工事に伴い、選挙当日は犬山南小学校内に車を駐
車することができません。投票にお越しの際は、徒歩でお
越してください。

体が不自由等の理由でやむを得ず、お車でお越しになる
場合には、スギ薬局犬山中央店様のご厚意により駐車場を
使わせていただけるため、そちらをご利用ください。

なお、スギ薬局犬山中央店様の駐車場をご利用される場
合には、必ず、車から離れる際に車のエンジンをお切りい
ただき、他のお客様や近隣住民の方のご迷惑にならないよ
う、ご協力をお願いします。

※期日前投票所を利用しての投票にご協力をお願いします。



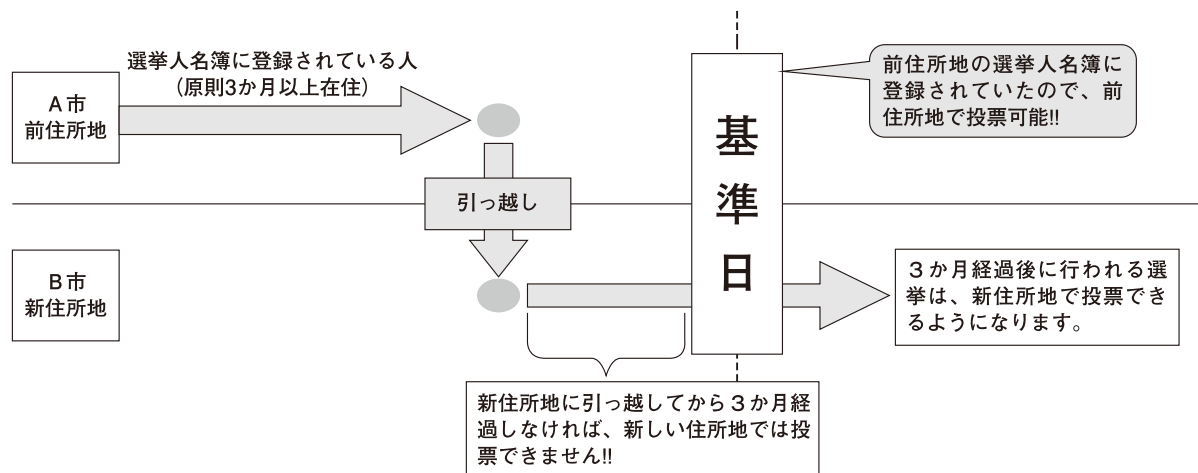
■引っ越しをされた方へ

新住所地で投票するためには、新住所地に転入届を提出した日から、10月14日（基準日）までに引き続き3か月以上住んでいる必要があります。

◎転入してから3か月经っていない場合は？

前住所地で投票できます！

投票日当日に、前住所地の投票所に行って投票することができます。また、投票日前でも、前住所地の期日前投票所に行って投票することができます。

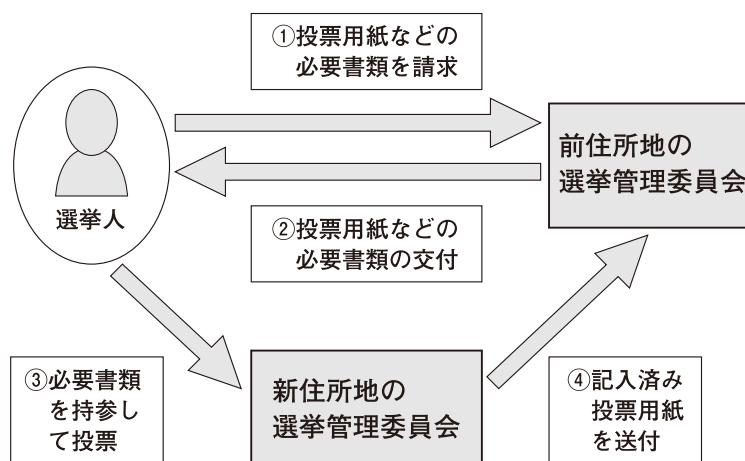


◎前住所地に投票に行けないのですが…

不在者投票という方法があります！

～不在者投票の流れ～

- ①前住所地の選挙管理委員会に投票用紙などの必要書類を請求します。
- ②前住所地の選挙管理委員会から必要書類が交付されます。
- ③交付された書類を持参して、新住所地の選挙管理委員会に出向き投票します。
- ④新住所地の選挙管理委員会は、投票された用紙を、前住所地の選挙管理委員会へと送付します。



☆不在者投票は、仕事の出張や旅行などで選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の選挙管理委員会で行うことができます。詳しくは犬山市選挙管理委員会（0568-44-0300）にお問い合わせください。

【注意】不在者投票は書類のやりとりを郵送で行うため、早めの手続きをお願いします。

郵便による不在者投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち個々の障がいの種類の等級が右表にあたる人、介護保険法で定める要介護状態区分が要介護5の人は、現在いる場所で、自ら投票用紙に記載し送付できる「郵便等による不在者投票」の制度をご利用いただけます。

この制度を利用するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。お早めにご登録ください。また今回の選挙における投票用紙請求期限は、10月23日(水)午後5時までです。

交付手帳名等	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
障がい名等	下肢幹移動機能	1級か2級	特別項症から第2項症まで
	心臓呼吸器	1級か3級	特別項症から第3項症まで
	腸胃腸	1級から3級まで	—
	肝臓	1級から3級まで	—
	免疫の障がい	—	—

■代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる人で、かつ障がいの種類の等級が次の表に当たる人は、代理人が投票用紙等を記入して投票できる「代理記載制度」をご利用いただけます。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

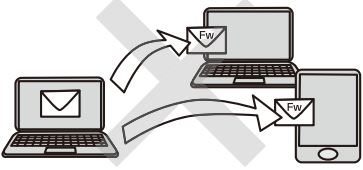
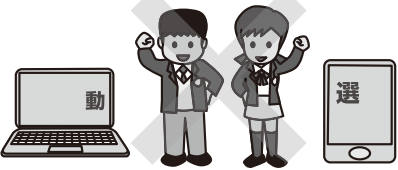


交付手帳名	障がい名
身体障がい者手帳	上肢覚
戦傷病者手帳	1級
	特別項症から第2項症まで

インターネットを使った選挙運動ができます

- ①有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、X「旧 Twitter」やInstagram等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動ができますが、電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(注) 選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。

■ただし、次の行為は、公職選挙法違反となりますのでご注意ください。

<p>有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!</p> <p>電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。</p> 	<p>18歳未満の人の選挙運動は禁止されています!</p> <p>年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第173条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。</p> 
<p>HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!</p> <p>選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。</p> 	<p>選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!</p> <p>インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。</p> 

詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

ネット選挙運動総務省

検索

投票所案内図

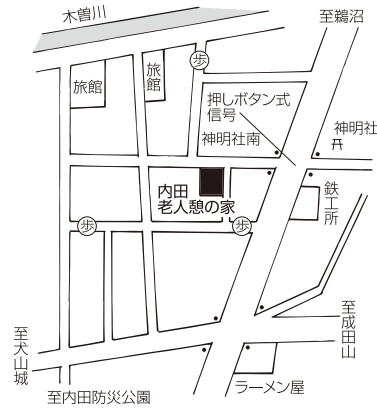
投票所をご確認のうえ
お出かけください。

第5投票区の犬山南小学校では、校舎の改修工事を行っています。詳細は3ページをご覧ください。

歩 = 歩道

④内田老人憩の家

所在地／犬山市大字犬山字大門先18番地

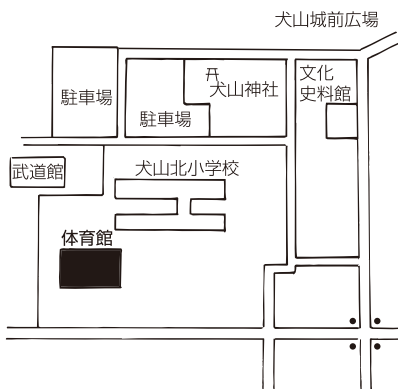


■町内名

内田1区、内田2区、
内田3区、内田4区、
内田5区

①犬山北小学校体育館

所在地／犬山市大字犬山字北古券2番地



■町内名

本町、中本町、
下本町、名栗町、
南熊野町、北熊野町、
鍛冶屋町、練屋町、
枝町、新町、魚屋町、
寺内町、御幸町、
西松本町、富士見町、
西余坂、東新道、
西新道、東丸ノ内、
西丸ノ内、大手町、
上大本町、西函師、
大本町、下大本町、
坂下大本町、材木町、
七軒町、鶏飼町

⑤犬山南小学校体育館

所在地／犬山市大字橋爪字末友28番地

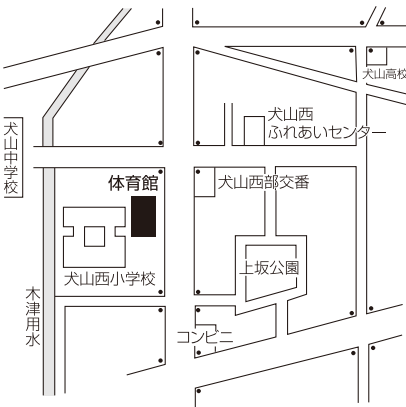


■町内名

外町、出来町、
末広町、犬山口、
坂井町、猪ノ子町、
東専正寺町、
西専正寺町、時迫間、
第1桜ヶ丘、
橋爪国正、南徳明町、
北徳明町、薬師町、
愛宕町、木ノ下、
橋爪上西、
村田機械社宅、
橋爪上北、
県営橋爪住宅、
第2名犬ハイツ、
村田機械寮

②犬山西小学校体育館

所在地／犬山市上坂町五丁目2番地



■町内名

中三笠町、
レインボー北笠屋、
レインボー犬山秋葉下、
南三笠町1、
南三笠町2、
北三笠町、新坂町、
上中切、中々切東、
中々切西、中々切南、
中々切北、井堀町南、
井堀町北、木津東、
木津西、木津中、
木津南、木津北、
木津白帝台、
木津白桜、上野東、
上野城見

⑥丸山地区学習等供用施設

所在地／犬山市大字犬山字中ノ宮43番地1

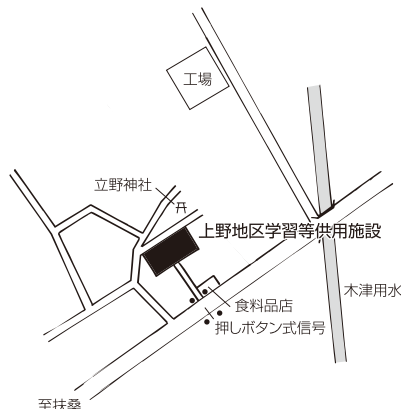


■町内名

東松本町1区、
東松本町2区、
犬山警察署寮、
ハイツ、
天神町1、天神町2、
天神町3、
天神町4・5、
東余坂、小島町、
丸山1、丸山2、
丸山3、丸山4、
丸山5、南丸山、
丸山天白町東、
丸山天白町中、
丸山天白町西、
丸山南別祖、
継鹿尾

③上野地区学習等供用施設

所在地／犬山市大字上野字郷1508番地

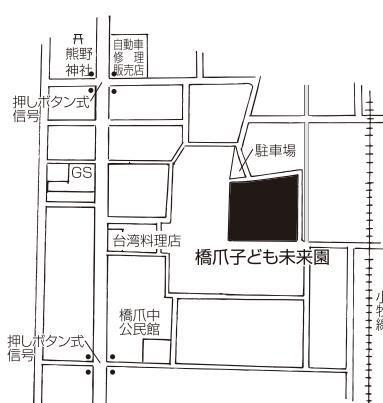


■町内名

上野西、上野南、
上野米野、上野住宅、
上野新町、
コープタウン犬山、
東洋紡寮、東洋紡社宅

⑦橋爪子ども未来園(保育園)

所在地／犬山市大字橋爪字大浦屋敷37番地

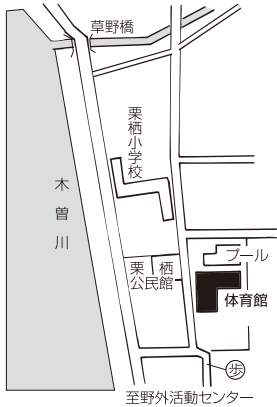


■町内名

橋爪上東、橋爪上南、
橋爪中南、橋爪中北、
日生住宅、
名犬ハイツ、
白帝団地、
五郎丸北第1、
五郎丸北第2、
地産団地

⑧栗栖小学校体育館

所在地／犬山市大字栗栖字野口455番地



■町内名

栗栖上、栗栖中、栗栖下、垣ノ内、桃太郎

⑫今井子ども未来園(保育園)

所在地／犬山市大字今井字智田41番地3

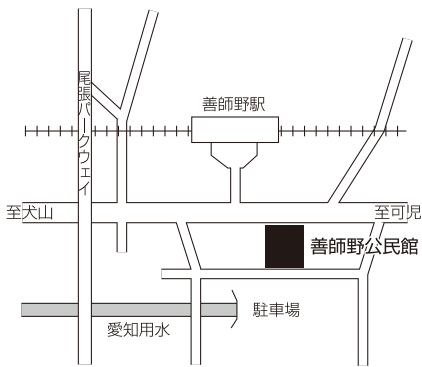


■町内名

四ツ家、中屋敷、祢宜洞、虎熊、石蔵、観音堂、岩穴

⑨善師野公民館

所在地／犬山市大字善師野字上紅屋19番地



■町内名

上切、善師野台1、善師野台2、善師野台3、善師野台4、もえぎヶ丘1、もえぎヶ丘2、もえぎヶ丘3、中切、寺洞1、寺洞2、四季の丘1、四季の丘2、四季の丘3、四季の丘4、四季の丘5、四季の丘6南、四季の丘6北、四季の丘7、向野、伏屋、清水

⑬前原老人憩の家

所在地／犬山市大字前原字横町1番地1

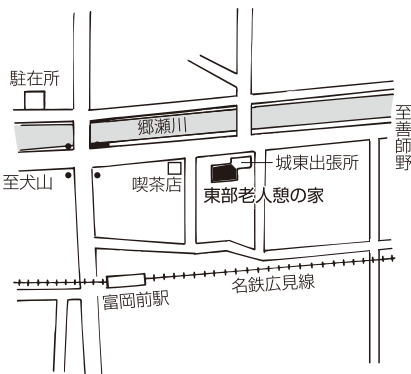


■町内名

前原上東、前原中、前原下、前原上西、前原向屋敷、前原新田、前原台1、前原台2、前原台3、前原台4、前原台5、前原台6、ぬく森、ハートフル、ひかり学園

⑩東部老人憩の家

所在地／犬山市大字富岡字株池113番地1

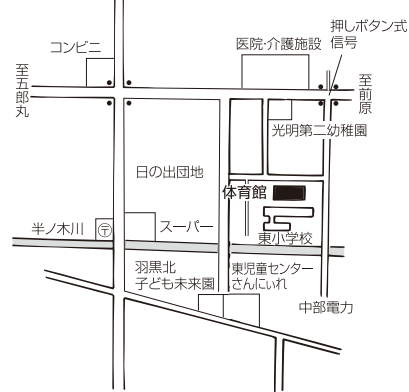


■町内名

溢愛館、ひばりヶ丘1、ひばりヶ丘2、富岡東1、富岡東2、富岡中、富岡西、富岡新町1、富岡新町2、富岡新町3-1、富岡新町3-2、富岡新町4、富岡新町5、キルシェハイム、さくらんぼ

⑭東小学校体育館

所在地／犬山市羽黒安戸西一丁目2番地

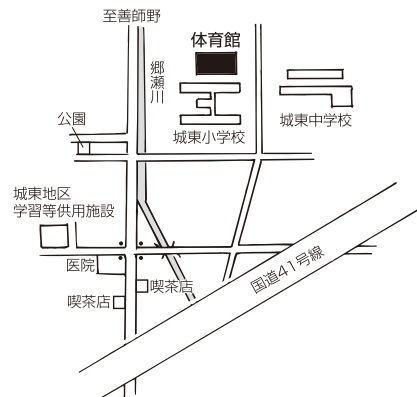


■町内名

犬山ニュータウン1、犬山ニュータウン2、犬山ニュータウン3、犬山ニュータウン4、銚添、安戸、日の出住宅1街区A、日の出住宅1街区B、日の出住宅2街区A、日の出住宅2街区B、日の出住宅3街区A、日の出住宅3街区B

⑪城東小学校体育館

所在地／犬山市大字塔野地字東屋敷1番地

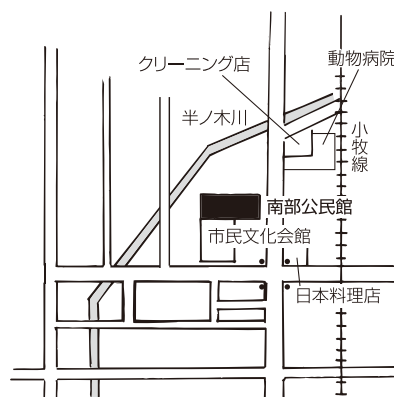


■町内名

杉1、杉2、杉3、南東、南中、南西1、南西2、中西1、中西2、寺田、中浦、中東、塔野地北、長見、大畔京大、犬山病院、第2桜ヶ丘、青木団地、城東団地

⑮南部公民館

所在地／犬山市羽黒摺墨11番地

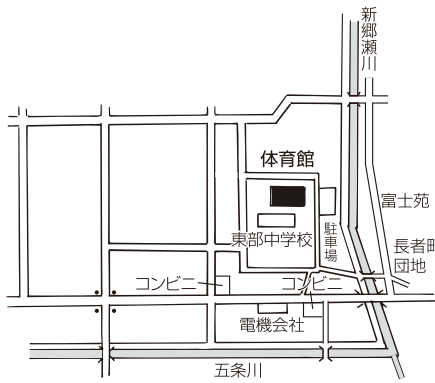


■町内名

五郎丸南第1、五郎丸南第2、城中、城北、川原口、二日町、レインボー第二羽黒、金屋団地第1、金屋団地第2、稲葉、大橋、レインボー羽黒、鳳町、ベルヴェイル、ベルドゥエ

⑩ 東部中学校体育館

所在地／犬山市羽黒朝日六丁目1番地

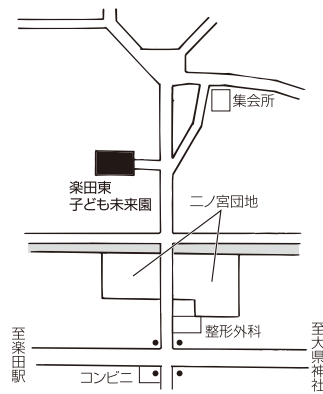


■町内名

朝日、吹上、赤坂、尾張富士グリーンハイツ、富士苑、外山、金山、長者町団地1、長者町団地2、長者町団地3、長者町団地4、長者町団地5、長者町団地6、長者町団地7、緑ヶ丘北、緑ヶ丘南

⑳ 楽田東子ども未来園(保育園)

所在地／犬山市字番前5番地3

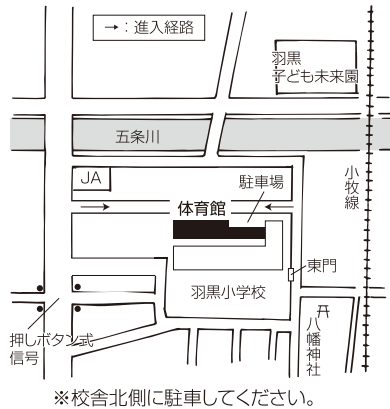


■町内名

蓮池、荒井、桃山台、倉曾、二ノ宮、二ノ宮団地、南二山、北二山、山崎、番前、蓮池寮、白寿苑

⑪ 羽黒小学校体育館

所在地／犬山市大字羽黒字前川原67番地

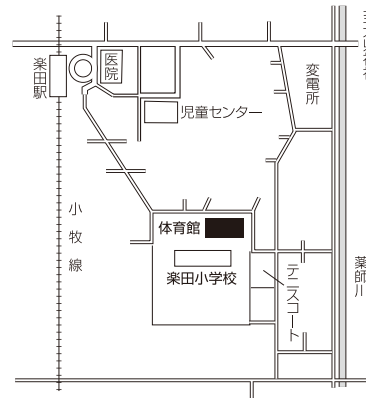


■町内名

成海、貴船住宅、蟬屋、八幡町、八幡北、八幡前住宅第1、八幡前住宅第2、日の出町、城南、堀田第1、堀田第2、富士見ヶ丘、朝日ヶ丘第1、朝日ヶ丘第2、ナビタウン1、ナビタウン2、福住、長塚、長塚2、長塚3、長塚4

㉑ 楽田小学校体育館

所在地／犬山市字城山97番地

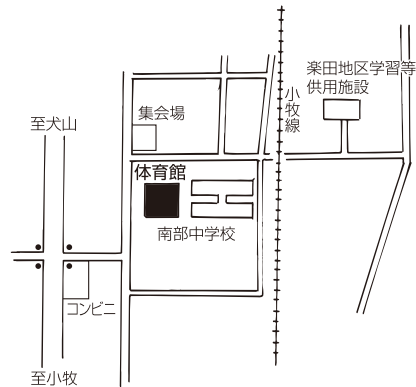


■町内名

つつじヶ丘、内久保、本郷第1、本郷第2、本郷第3、本郷第4、横町、上本町、中町、楽田下本町、市邨学園、ひまわり

⑫ 南部中学校体育館

所在地／犬山市大字羽黒新田字畑田1番地



■町内名

椿、椿台団地、南椿台団地、東椿、星和苑、高橋、東菊川、西菊川、稲葉製作所寮、米野東、北野、起、山ノ田腰、楽田原、相互段ボール寮、追分1、追分2、西北野

㉒ 楽田西子ども未来園(保育園)

所在地／犬山市字ニタ田16番地

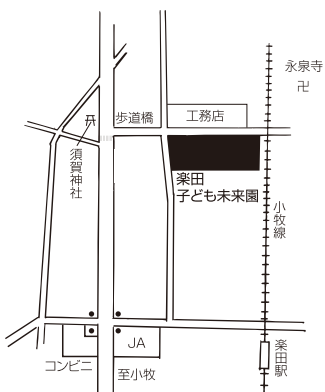


■町内名

羽黒工業団地、シキシマ寮、一色浦、巾、青塚、青塚新町、三和、鶴池、イトーテック寮、西楽田団地1、西楽田団地2、西楽田団地3、西楽田団地4、西楽田団地5、西楽田団地6、南ニュータウン、楽田工業団地

⑬ 楽田子ども未来園(保育園)

所在地／犬山市字若宮48番地4



■町内名

焼野、今仙寮、勝部1、勝部2、原第1、グリーンタウン楽田、原第2、県営住宅A、県営住宅B、県営住宅C、県営住宅D、県営住宅E、県営住宅F、県営住宅G

㉓ 池野小学校体育館

所在地／犬山市字杖下51番地



■町内名

入鹿、神尾、安楽寺、富士、ヒルズ入鹿